

学校法人 阪神専修学園

尼崎理容美容専門学校

概要

教育理念、教育目標 本校は、建学の精神「克己」「努力」「奉仕」を教育理念とし、教育基本法、学校教育法ならびに理容師法および美容師法にもとづき、理容・美容等に関する知識と技能を習得せしめ併せて人格の徳性を育て、もって優秀なる理容師・美容師を養成することを目的とする。建学の精神を基に、自ら考えて行動することのできる、社会に貢献できるような「人財」の育成に取り組んでいる。

学校創立	1953年4月24日
設置者	学校法人阪神専修学園
理事長名	半田 一郎
所在地	兵庫県尼崎市御園町37
連絡先	06-6412-1651
学校名	尼崎理容美容専門学校
校長名	大脇 展子
所在地	兵庫県尼崎市御園町37
連絡先	06-6412-1651

設置している学部等の一覧

本校の課程、学科、修業年限、および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
衛生分野 専門課程	理容科	2年	15名	30名	1学年1クラス	昼間
	美容科	2年	50名	100名	1学年3クラス以内	昼間

なお、本学生の在学期間は、修業年限の2倍以内とする。

学校法人 阪神専修学園 尼崎理容美容専門学校 学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法並びに、理容師法及び美容師法にもとづき、理容・美容等に関する知識と技能を習得せしめ併せて人格の徳性を育て、もって優秀なる理容師・美容師を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、尼崎理容美容専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、兵庫県尼崎市御園町37番地に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び学級数、並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員及び学級数)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生分野 専門課程	理容科	昼間	2年	15名	30名	1
	美容科	昼間	2年	50名	100名	2以上

2 在籍期間は、修業年限の2倍以内とする。

(学年、学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学期は次のとおりとする。

- 第1学期 4月1日から7月31日
- 第2学期 8月1日から12月31日
- 第3学期 1月1日から3月31日

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏期休暇 8月 1日から 8月31日まで
 - (4) 冬期休暇 12月23日から 1月 8日まで
 - (5) 春期休暇 3月21日から 4月 7日まで
 - (6) 創立記念日 4月24日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、校長の判断により休業を変更し、あるいは休業に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教科課程及び教科科目ごとの単位数

(教科課程、教科科目、単位数)

第8条 本校の教科課程の編成は別表1のとおりとする。

- 2 本校の1授業時間は、50分とする。
- 3 前項の30授業時間をもって、1単位とする。

第9条 理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の規定により、次の科目については、理容科美容科で同時授業を行うことができる。

関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、総合技術

(始業および終業の時刻)

第10条 本校の始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 9:30 終業時刻 16:10

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 教頭
 - (3) 専任教員
 - (4) 兼任教員(非常勤含む)
 - (5) 助手
 - (6) 事務職員
 - (7) 学校医
- 2 本校に副校長または教頭を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学、転入学

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 高等学校卒業生(学校教育法第90条に規定する者)以上の者。
- (2) 高等学校卒業程度認定試験規程により、文部科学大臣の行な高等学校卒業程度認定試験に合格した者。なお旧大学入学資格検定に合格した者もこれに含む。
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者。またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学選考および入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、必要書類等を添付し、別に入学選考規定に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを行った者に対し入学選考(書類選考・面談・面接・筆記)を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。
- 2 前項に定める手続きが指定期日までに行われない場合は、校長は、入学の許可を取り消すことがある。

(休学および復学)

第15条 病気その他やむをえない事情によって20日以上出席することができない場合は、休学願、理由書、病気の
場合医師の診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学していた者が復学しようとする場合は、復学書、理由書、病気の場合は医師の診断書を提出し、校長の
許可を受けて復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類（退学願）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第17条 転入学については、法令の定めるところにより校長がこれを許可することができる。

第6章 卒業・修了の認定

(卒業・修了の認定)

第18条 教育課程の定めにより、次の各号を満たした者に対して当該科目の修了を認定する。

- (1) 修了すべき科目について各学期内に実施した成績考査（試験及び評価）において合格した者
- (2) 修了すべき科目毎に定められた授業時間数において85%以上の出席がある者
- 2 前項第1号の成績考査、第2号の出席（補講等の規定）については、別途、単位修得認定規定で定めるものとする。
- 3 校長は、次の各号を満たした者に対し、卒業認定を行う。
 - (1) 教科課程に定められた教科科目の単位修了を全て認定された者
 - (2) 授業料等の費用が完納している者

(卒業証書の授与)

第19条 卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(専門士の称号の授与)

第20条 前条に規定するところにより、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

第7章 入学金、授業料等の費用徴収

(納付金)

第21条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

1年次項目	理容科	美容科	2年次項目	理容科	美容科
入学金	100,000円	100,000円	施設費	120,000円	150,000円
施設費	120,000円	150,000円	授業料	930,000円	990,000円
授業料	930,000円	990,000円	2年次経費合計	1,050,000円	1,140,000円
1年次経費合計	1,150,000円	1,240,000円	1年2年次合計	2,200,000円	2,380,000円

これと別に、教科書・教材費及び卒業時経費の納入が必要となる。

(納入)

第22条 在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料等は所定の期日までに納入しなければならない。

(納付金の還付)

第23条 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として、納付された授業料等（入学金を除く）の返還に応じる。

第8章 賞罰その他

(褒賞)

第24条 成績優秀で他の模範となる者に対し、褒賞することがある。

- 2 学科・技術成績が優秀にして他の模範となる者、皆勤、精勤であった者、または篤行のあった者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第25条 学生がこの学則、その他の本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、戒告（始末書）、停学、および退学処分とする。
- 3 退学処分は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 退学手続きを1ヶ月以上しなかった場合。
 - (2) 学校の秩序を乱し、名誉を汚し、その他学生としての本分に反した場合。
 - (3) 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められる者。
 - (4) 停学を繰り返し、出席ならびに受講態度の改善が見られない場合。
 - (5) 在籍期間を過ぎた場合。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者には除籍を命ずることがある。

- (1) 正当な理由が無く、授業料等の納入が著しく遅滞した場合。
- (2) 行方不明 死亡の場合。

(健康診断)

第27条 学生の健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育

(通信課程)

第28条 本校は、附帯教育として理容師法、美容師法の定めるところにより通信課程（理容科、美容科）を置く。

- 2 前項の規定については、別途、附帯教育運用規定で定める。

別表1 (第8条)

理容科		
必修科目		単位数
関係法規・制度		1 単位
衛生管理		3 単位
保健		3 単位
化粧品化学		2 単位
文化論		2 単位
理容技術理論		5 単位
運営管理		1 単位
理容実習		3 0 単位
必修科目 小計		4 7 単位

選択必修科目		単位数
一般教養	総合技術 I	2 単位
専門教育	総合技術 II	1 8 単位
選択必修科目 小計		2 0 単位

合計	6 7 単位
----	--------

美容科		
必修科目		単位数
関係法規・制度		1 単位
衛生管理		3 単位
保健		3 単位
化粧品化学		2 単位
文化論		2 単位
美容技術理論		5 単位
運営管理		1 単位
美容実習		3 0 単位
必修科目 小計		4 7 単位

選択必修科目		単位数
一般教養	総合技術 I	2 単位
専門教育	総合技術 II	1 8 単位
選択必修科目 小計		2 0 単位

合計	6 7 単位
----	--------

付 則

1. この学則の一部変更は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、第22条の規定は平成20年4月1日から施行する。また平成19年4月以前に入学した者については学則第6条、第8条及び第19条の規定は、平成19年度においてもなお従前の通りとする。
2. この学則の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成18年4月以前に入学した者については学則第6条及び第8条の規定は、平成18年度においてもなお従前の通りとする。
3. この学則の一部変更は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、第22条の規定は平成21年4月1日から施行する。また平成20年4月以前に入学した者については学則第8条及び第19条の規定は、平成20年度においてもなお従前の通りとする。
4. この学則の一部変更は、平成21年4月1日から施行する。
また平成20年4月以前に入学した者については学則第8条及び第19条の規定は、平成21年度においてもなお従前の通りとする。
5. この学則の一部変更は、平成22年4月1日から施行する。
6. この学則の一部変更は、平成23年4月1日から施行する。
また平成22年4月以前に入学した者については学則第8条の規定は、平成23年度においてもなお従前の通りとする。
7. この学則の一部変更は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、学則第22条の規定は平成25年4月1日から施行する。また平成23年4月以前に入学した者については学則第8条の規定は、平成24年度においてもなお従前の通りとする。
8. この学則の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。
また平成24年4月以前に入学した者については学則第8条の規定は、平成25年度においてもなお従前の通りとする。
9. この学則の一部変更は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、平成26年4月1日以前に入学した者については学則第29条第10項の授業料はプロコース月額17,614円、一般コース月額27,257円と読み替える。
10. この学則の一部変更は、平成27年4月1日から施行する。
ただし第29条第10項の規定及び別表第1は平成27年10月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前の通りとする。
11. この学則の一部変更は、平成29年4月1日から施行する。
ただし第22条の規定は平成29年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前の通りとする。
12. この学則の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。
ただし第22条の規定及び第9章第29条の10の規定は平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前の通りとする。
13. この学則の一部変更は、平成31年4月1日から施行する。
ただし学則第8条の規定及び別表1と2は平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、また第9章第29条の10の規定は平成30年10月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学したのものについては従前のとおりとする。
14. この学則の一部変更は、令和2年4月1日から施行する。
ただし学則第4条の規定は令和2年10月1日から施行する。

15. この学則の一部変更は、令和4年4月1日から施行する。
ただし学則第8条の規定は令和3年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。
16. この学則の一部変更は、令和6年4月1日から施行する。
ただし学則第10条の規定は令和5年4月1日以降に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。また学則第29条10の規定は令和5年10月1日に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。
17. この学則の一部変更は、令和6年4月1日から施行する。
ただし第4条の規定は令和6年4月1日以降に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前のおりとする。また、変更後第21条の規定は令和7年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前のおりとする。